

【法務大僧正某書状写】

中河庄事申入御室

(仁和寺)

御所候之处、可付高雄

(神護寺)

之由御教書如此、返々悦

存候、能々可被仰含寺僧

等候、御室御祈、殊可申之由、

可令下知給候、高雄与高

野如此鎮候、申朝家

事、申御室御事、目出々々

不可過之候、謹言、

(承久元年・一二二九)

五月十三日 法務大僧正(花押)

(長嚴)

高雄院主法印御房